

指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書

届出先 小樽市公営企業管理者

年 月 日

住 所

氏名又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

1. 業務内容調査（お客様に分かり易い指定工事店の情報提供を行うため）

※ 小樽市民より依頼があったと想定し記入してください。

営業情報	営業時間	: から : まで		
	休業日			
	営業時間外の 修繕等に 対応している ※対応していない場合は 記入しないでください	休 業 日	平 日 夜 間	24時間対応可
		: から : まで対応可	: から : まで対応可	
		その他 ()		
修繕対応可の連絡先 (TEL)				

業務内訳		対応するものに○	業務内容
給水装置	設計・施工業務		給水装置の新設・改造の設計・申請及び施工を行う
	屋内設備修繕		家屋内の給水装置が破損した場合に原形に修復する工事
	屋外設備修繕		屋外の埋設された給水装置からの漏水や破損を修復する工事
	凍結修繕対応		凍結を解氷するなど、凍結による使用不能な状態を回復する工事

下水道工事店の指定を受けている事業者は下記も回答してください。

業務内訳		対応するものに○	業務内容
排水設備	設計・施工業務		排水設備の新設・改造の設計・申請及び施工を行う
	屋内設備修繕		家屋内の排水設備が破損した場合に原形に修復する工事
	屋外設備修繕		屋外の埋設された排水設備の破損を修復する工事
	詰まり解消作業		排水設備の詰まりによる使用不能な状態を回復する作業

※ 今後のホームページ改修時の参考にします。

※ 営業情報に変更が生じた場合は、小樽市水道局にその旨を届け出るようお願いします。

2. 研修会及び講習会の参加状況調査

① 小樽市水道局（広域開催を含む。）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）
年 月 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）

② 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

- ・ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・ 自社研修については、研修会名（実施団体）欄に研修内容を記載してください。
- ・ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※研修に含まれるべき事項	
① 水道法（給水装置関連）	② 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
・ 給水装置工事主任技術者の職務と役割	③ 給水装置の事故例と対策技術
・ 給水装置の構造及び材質	④ 給水装置の維持管理（故障・異常の原因と修繕方法）

受講者氏名	研修会名（実施団体）	受講年月日

水道法施行規則 第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋） 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修会の機会を確保するよう努めること。
--

③ 過去１年以内の給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況（下請け等も含む）

- ・資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。
- ・過去１年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。
- ・「配水管の分岐～水道メーター」の工事を施工をしない場合は、任意の記載となります。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※保有資格等の例

- ① 水道事業者等によって行われた試験等による資格（配管工、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科課程の修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者
（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能認定者）

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない

技能を有する者の 氏名	配水管への分岐栓の取付・ せん孔、給水管の接合、い ずれの経験も有しているか (○×を記入)	保有している資格等	工事 年度

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。